

## 平成28年度高圧ガス施設等保安推進業務委託仕様書（案）

## - 高圧ガス球形貯槽脚柱の腐食対策調査 -

## 1 目的

球形貯槽の脚柱は、火災が発生した場合、脚柱が熱影響を受けると貯槽が倒壊するおそれがあるため、熱影響を防止する目的で耐火被覆が施工されている。耐火被覆は、雨水が浸入しないように施工されているが、経年的な劣化により雨水が進入し、脚柱に腐食が発生するおそれがあり、脚柱の強度が腐食により低下していた場合、地震の際や耐圧検査において水を満たす場合に倒壊する危険性がある。

一方、脚柱の腐食検査はKHKS（保安検査基準）において検査の対象とされていないため、脚柱の腐食検査は事業者の自主的な取組みに委ねられている。

そこで、県内コンビナート地域の球形貯槽を有する事業者の脚柱の腐食検査の実態を調査し、有効な検査手法について提言として取りまとめることを目的とする。

## 2 業務内容

## (1) 実態調査

県内コンビナート地域の球形貯槽を有する事業者における、脚柱の腐食検査及び対策の実態を調査する。

- (ア) 検査の契機、周期
- (イ) 検査方法
- (ウ) 補修方法
- (エ) 腐食防止の為の対策
- (オ) その他

## (2) 検査手法等についての提言

(1)の調査結果に基づき、有効な検査手法について提言を行う。

## 3 実施方法

## (1) 検討委員会の設置

受注者は、速やかに検討委員会を設置し、表1に示す要件を満たす構成員を選任すること。なお、具体的な構成員の選任に当たっては、事前に発注者と協議の上行うこととする。

## (2) 業務の実施

業務は検討委員会を中心に実施することとし、計4回以上開催するものとする。なお、有識者については、計2回以上参加することとするが、委員会への招致のほか、委員の意見を個別に聴取し、その結果を構成員へ報告することによってもよいものとする。

表1 構成員の要件

構成員	最低必要 選任数	構成員の要件
有識者	1名以上	腐食対策、検査業務等について高度な知見を有する者
高圧ガス事業所保安 担当者	4名以上	コンビナート事業所等において保安管理業務に携わった経験を有する者

- (3) 神奈川県石油コンビナート等防災対策検討会保安分科会（仮称）への出席  
業務実施の各段階で、神奈川県石油コンビナート等防災対策検討会保安分科会（仮称）へ業務進捗状況等について報告を行い、委員会からの意見等を受けることとする。

#### 4 成果品

##### (1) 報告書の仕様

###### (A) 印刷物

仕様：A4判

部数：10部

###### (B) 電子データ

報告書の電子データは、CD又はDVDに収録し、5式納品すること。

ファイル形式は原則として次のいずれかとする。

MS-Word形式

MS-Excel形式

又は をPDF化したもの

##### (2) 納品期限・納品場所

###### (A) 納品期限

平成29年 月 日

###### (B) 納品場所

神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課

##### (3) その他

(ア) 報告書の構成や記載内容、関連資料の取扱等については、事前に発注者と協議、調整を行うこと。

(イ) 報告書には、調査や検討の過程で使用した技術的知見や根拠等に関する資料について出典を明らかにするとともに、参考資料として添付すること。

## 5 スケジュール

	8	9	10	11	12	1	2
実態調査	■						
提言取りまとめ				■			
報告書（案）の作成・提出					■		
報告書の作成・提出						■	

## 6 その他

### (1) 業務内容の修正

業務内容については、発注者は受注者と協議の上修正を行うことがある。

### (2) 業務終了後の協力

本業務終了後においても、その内容や成果品について発注者から照会があった場合又は第三者への技術的説明の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

### (3) 成果の帰属

本委託契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は発注者に帰属するものとし、受注者が使用する場合は、その都度許諾を得るものとする。

### (4) 守秘義務

契約期間中はもとより契約終了後においても、業務に関して知り得た情報について、本業務以外の使用及び第三者への情報開示をしてはならない。

### (5) その他全般

本仕様書の内容について疑義が生じたときは、独自の判断で解釈することなく必ず発注者に確認の上指示を受けること。また、本仕様書に定めるものの他、業務に必要な事項については、発注者と協議の上実施すること。